# 水害時の衛生対策と消毒方法

## 1. 衛生対策と消毒の必要性

台風や大雨などにより浸水が起きた場合には、家屋等が汚染される恐れがあります。 そのような場合、細菌やカビの繁殖、害虫の発生などで不衛生な状態となり、復旧の ためには家屋等を清掃し十分に汚れを取り除く必要があります。

また、床上浸水やし尿槽の汚水などが逆流した場合には、家屋等の消毒が必要となります。

## 2. 家屋等が浸水した場合の衛生対策

家屋などが浸水した場合、次のとおり洗浄と衛生対策を行ってください。

### 家の周囲や床下の場合

土砂等を取り除いた後、水道水で洗い流し、しっかり乾かすことが重要です。 (屋外では消毒は原則不要です)

- ① 汚泥や不要なものなどを片付けてください。
- ② 庭木や外壁についた泥は、水で十分に洗い流してください。
- ③ 床下換気口のごみを取り除き、床下の風通しを良くしてください。
- ④ 床下はスコップや流水を用いて汚泥を取り除いた後、雑巾などで水気をなくし、扇 風機などにより強制的に換気し、乾燥させてください。

#### 床上の場合

室内は、食事や睡眠など生活を行う場所のため、泥や汚れを十分に取り除いた後、 消毒を行いましょう。清掃・洗浄後に乾燥させてから消毒しましょう。

(消毒の方法は、裏面をご覧ください。)

- 水が引いた後、濡れた畳や家の中の不要な物を片付けてください。
- ② 汚れた家具や床・壁などは、水で洗い流すか、雑巾で水拭きするなどしてください。
- ③ 食器類や調理器具などは、水洗いして汚れをきれいに洗い流してください。
- ④ 食器棚や冷蔵庫などは、汚れをきれいにふき取ってください。

#### ●食中毒、感染症の予防のために

- ①水に浸かった食品や停電により保存温度が保てなかった要冷蔵・冷凍食品は廃棄してください。
- ②下痢、腹痛、発熱など異常があるときは医師の診察を受けてください。
- ③炊事前、食事前、用便の後は、しっかりと手を洗ってください。

# 3. 消毒の方法(床下、汚水に浸かった屋内《壁・床・家財道具》、などの場合)

## (1) 消毒液の作り方



- ◎逆性せっけん(塩化ベンザルコニウム液)10% 濃度の消毒液は、0.1%の濃度に希釈し使用 する。
  - ・消毒液10ミリリットルに対し、水1リットルを加える。
- ◎次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤でも可)5%濃度の消毒液は、0.1%の濃度に希釈し使用する。
  - ・消毒液20ミリリットルに対し、水1リットルを加える。

# (2)使用方法

- ・家の周りや床下などの屋外は原則消毒が不要ですが、消毒する場合は、十分乾燥させた後、じょうろや噴霧器で濡れる程度に散布してください。
- ・汚水に浸かった壁面、床や家財道具には、泥などの汚れを洗い流すか雑巾などで水 拭きしてから希釈液に浸した布などでよく拭いてください。 噴霧器などで噴霧する場合 は、濡れる程度に噴霧し、風通しを良くしそのまま乾燥させてください。

#### (3) 注意すること

- ・原液の消毒液を取り扱う際には長袖、長ズボンを着用し、ゴム手袋などを使用し(必要に応じメガネやマスクを着用)皮膚や目にかからないように注意してください。
- ・後片付けなどで、汚れた手指は、汚れを石けんで洗った後、流水で石けんを落とし、 清潔なタオルなどでよく拭き取ってください。手指を乾燥させた後、手指消毒用アルコ ールで消毒してください。(石けんが残っていると殺菌力が低下するので、よく洗い流し てください。

#### (4)機材の貸し出し

・台風・集中豪雨などによる床上・床下浸水の水害発生時に、衛生状態の悪化による 感染症や食中毒の発生を予防するため、市内にある住居が水害により被災した市民 に、無料で肩掛け式噴霧器の貸し出しを行っています。(数に限りがありますので、あら かじめお問合せください)

【お問合せ先】

安来市役所 環境政策課 環境対策係 TEL:23-3098